

# 石垣港港湾計画書

— 軽易な変更 —

令和8年5月

石垣港港湾管理者  
石垣市



本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

令和 6年 5月 石垣市地方港湾審議会

令和 6年 6月 交通政策審議会 第93回港湾分科会

の議を経た石垣港の港湾計画の軽易な変更をするものである。



# 目 次

変更理由 .....	1
港湾施設の規模及び配置 .....	2
1 フェリー及び旅客船埠頭計画 .....	2
土地造成及び土地利用計画 .....	3
1 土地利用計画 .....	3



## 変更理由

新たに就航する外航定期フェリーに対応するため、新港地区において旅客船埠頭計画をフェリー及び旅客船埠頭計画に変更する。

また、安全性の高い港湾空間を形成するため新港地区において土地利用計画を変更する。

## 港湾施設の規模及び配置

### 1 フェリー及び旅客船埠頭計画

既定計画において定められた施設について、新たに就航する外航定期フェリーに対応するため、その一部をフェリー及び旅客船埠頭として位置づけ、次のとおり計画する。

#### 1-1 新港地区

水深 12m 岸壁1バース 延長410m (うち80m既設)

【既定計画】

水深 10.5m 岸壁1バース 延長340m 【既設の変更計画】

埠頭用地 6ha (うち5ha既設) 【既定計画の変更計画】

既定計画

旅客船埠頭計画

水深 12m 岸壁1バース 延長410m (うち80m既設)

【既定計画】

水深 10.5m 岸壁1バース 延長340m (既設) 【既設】

埠頭用地 6ha (うち5ha既設) 【既定計画】

## 土地造成及び土地利用計画

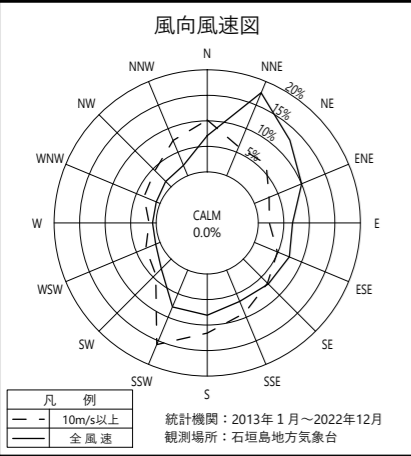
港湾施設の計画に対応するとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間の形成を図るため、土地利用計画を次のとおり計画する。

### 1 土地利用計画

用途 地区	埠頭 用地	港湾 関連 用地	交流 厚生 用地	交通 機能 用地	危険物 取扱施 設用地	緑地	合計
新港	(18)	(6)	(18)	(8)	(5)	(32)	(87)
	18	6	18	8	5	32	87

注1)：( )は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

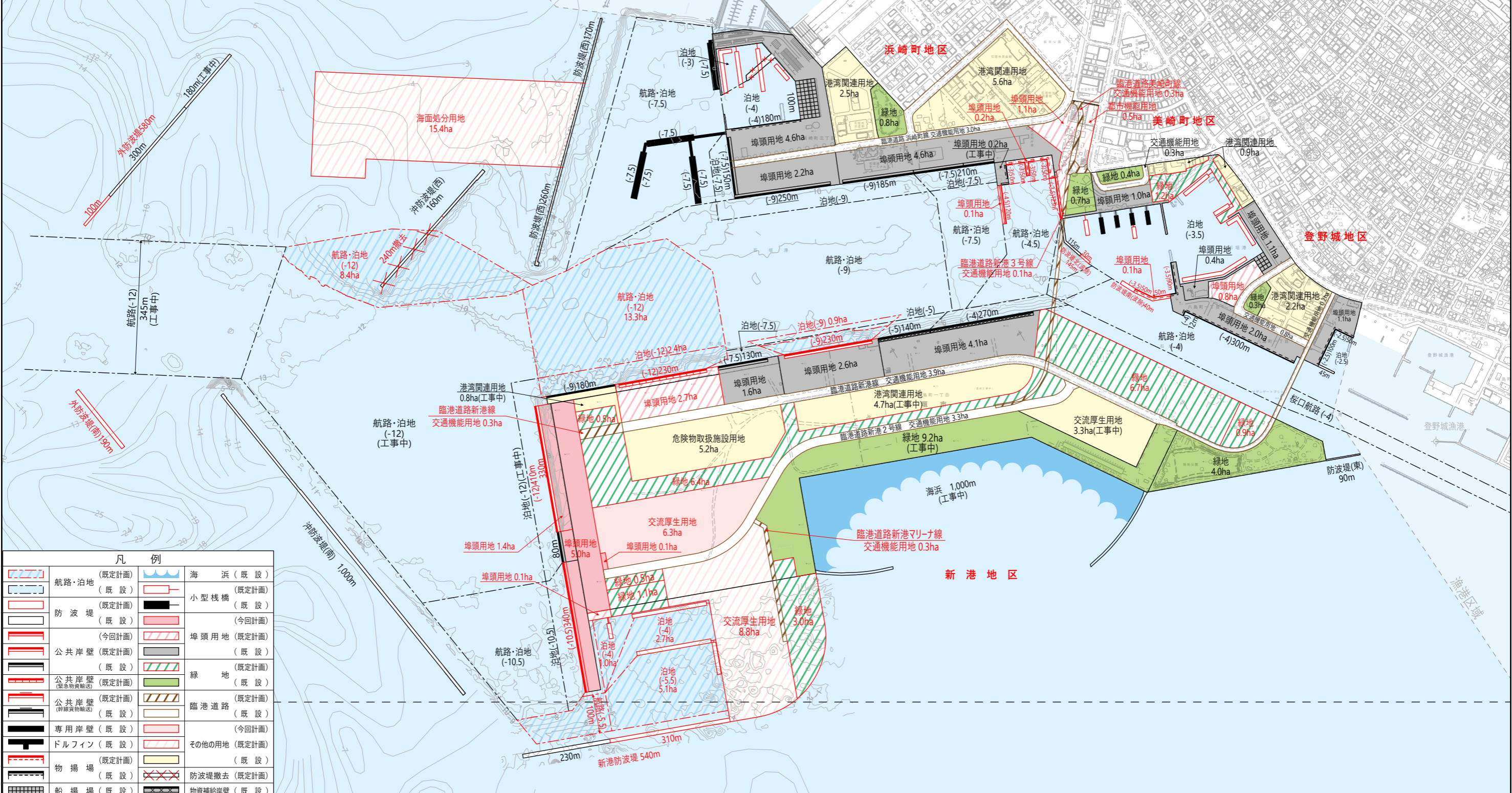
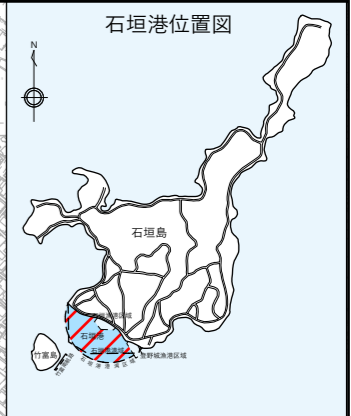
注2)：端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。



# 石垣港港湾計画図

1:10,000

0 100 500 1,000m



凡 例	
	航路・泊地 (既定計画)
	航路・泊地 (既設)
	防波堤 (既定計画)
	防波堤 (既設)
	公共岸壁 (既定計画)
	公共岸壁 (既設)
	公共岸壁 (既定計画) (危険物取扱い)
	公共岸壁 (既設) (危険物取扱い)
	専用岸壁 (既定計画)
	専用岸壁 (既設)
	ドルフィン (既定計画)
	ドルフィン (既設)
	物揚場 (既定計画)
	物揚場 (既設)
	船揚場 (既定計画)
	船揚場 (既設)
	海浜 (既定計画)
	海浜 (既設)
	小型棧橋 (既定計画)
	小型棧橋 (既設)
	埠頭用地 (今回計画)
	埠頭用地 (既設)
	緑地 (既定計画)
	緑地 (既設)
	臨港道路 (既定計画)
	臨港道路 (既設)
	その他の用地 (今回計画)
	その他の用地 (既設)
	防波堤撤去 (既定計画)
	防波堤撤去 (既設)
	物資補給岸壁 (既定計画)
	物資補給岸壁 (既設)

令和八年五月

石垣港港湾管理者

「この地図は、沖縄県知事の承認を得て、沖縄県数値地形図を基に調整したものである（令和8年5月18日付け企情第226号）」